

人工呼吸器などを使用している障害のある方へ

もしもの停電に備えていますか？

日常生活用具に**非常用電源装置**を追加しました

人工呼吸器などを使用する障害のある方が、停電を伴う災害などの際の電源確保の手段として必要となる「非常用電源装置」を、令和6年4月1日より日常生活用具に追加しました。



対象者

帯広市内に居住地を有する身体障害者手帳所持者・難病患者のうち、**人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器など生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している方。**

※障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には対象外。

給付内容

下表の3種類のうち、ご自宅の環境などをご確認いただき、用具をお選びください（複数の用具を給付することはできません）。

また、事前に市に申請（業者の見積書を添付）を行い、給付券の交付を受ける必要があります。

| 種類 | 発電機 | 蓄電池 | カーインバーター |
|------|--|---|---|
| 性能 | 障害者又は介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの | 障害者又は介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの | 障害者又は介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの |
| 基準額 | 120,000円 | 92,000円 | 30,000円 |
| 自己負担 | 原則、購入額の1割が自己負担（ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額を設定）とし、非課税世帯は自己負担無し。 また、基準額以上に費用が発生する場合は、差額は自己負担。 | | |
| 耐用年数 | 6年 | | |

※製品により、医療機器に直接接続して使用すると医療機器が故障する可能性があります。使用上の注意点について、事前に医療機器業者に確認を行い、必要な対策（外付けの専用バッテリーに充電するなど）を講じてください。

※用具の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入、点検、整備にかかる費用など）については対象外となります。

問合せ先

帯広市障害福祉課 TEL 0155-65-4147

